

薬生食輸発0918第3号
令和2年9月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ねぎのジクロロボス及びナレド並びににんにくの茎のチアメトキサム)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年9月11日付け薬生食輸発0911第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ねぎのジクロロボス及びナレドについてモニタリング通知の別表第2から削除することとした。

また、中国産にんにくの茎のチアメトキサムについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。